

## 恵庭市姉妹都市等交流促進事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、姉妹都市である山口県和木町及び友好都市である静岡県藤枝市との市民の主体的な交流を促進し、産業、文化、スポーツ等を振興するため、姉妹都市等交流促進事業を行う市内団体に対し、予算の範囲内において補助金を交付することに関し、恵庭市補助金等交付規則（平成12年規則第8号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「姉妹都市等交流促進事業」とは、次に掲げる交流を目的とするものであって、姉妹都市である山口県和木町又は友好都市である静岡県藤枝市の団体等と行う事業をいう。

- (1) 経済又は産業に関する交流
- (2) 教育、文化又はスポーツに関する交流
- (3) 地域福祉に関する交流
- (4) 地域づくりに関する交流
- (5) その他市長が認める交流

2 この要綱において「市内団体」とは、次に掲げる団体であって、恵庭市内を活動の拠点とするものをいう。

- (1) 農業、商工業、観光等の経済又は産業分野における団体
- (2) 教育、文化又はスポーツ分野における団体
- (3) 地域福祉の分野における団体
- (4) 町内会等の地域づくり分野における団体
- (5) その他市長が認める団体

(補助の対象及び額)

第3条 補助の対象及び補助額は、別表のとおりとする。

2 別表の補助対象経費について、別に補助金等の交付を受けている場合は、この要綱による補助金を交付しないものとする。

(交付の申請及び概算払の承認申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする市内団体（以下「申請者」という。）は、次に掲げる書類を姉妹都市等交流促進事業（以下「補助事業」という。）に着手する日から起算して10日前までに市長に提出しなければならない。ただし、市長が特に認める場合にあつては、この限りでない。

- (1) 恵庭市姉妹都市等交流促進事業費補助金交付申請書（様式第1号）
- (2) 恵庭市姉妹都市等交流促進事業計画書（変更事業計画書）（様式第2号。以下「計画書」という。）
- (3) 収支予算書（変更収支予算書）（様式第3号。以下「収支予算書」という。）
- (4) 団体概要（様式第4号）
- (5) 当該団体の構成員の名簿
- (6) その他市長が必要と認める書類

2 申請者は、補助金の概算額の交付の承認を受けようとする場合は、前項に掲げる書類のほか、団体の資金の運用状況がわかる書類を併せて提出するものとする。

(交付の決定等)

第5条 市長は、前条の規定による申請があつた場合は、当該申請に係る目的及び内容を審査し、補助金の交付又は不交付の決定をしたときは、恵庭市姉妹都市等交流促進事業費補助金交付（不交付）決定通知書（様式第5号）により、当該申請者に通知するものとする。

2 前条第2項の規定により補助金の概算額の交付の承認を希望した者であつて、前項の規定により概算額の交付の承認を受けた場合は、第11条の規定により請求をすることができる。

(交付の条件)

第6条 市長は、前条の規定により補助金の交付の決定をしたときは、次に掲げる条件を付するものとする。

- (1) 補助事業の内容を変更しようとする場合は、あらかじめ市長の承認を受けること  
(補助金の額の変更申請を行わない場合であつて、補助対象経費の総額の20パーセ

ント以内の変更については、この限りでない。 ) 。

- (2) 事業を中止し、又は廃止しようとする場合は、あらかじめ市長の承認を受けること。
- (3) 補助金の収支に関する帳簿を備え、領収書等の関係書類を整理し、並びにこれらの帳簿及び書類を補助金の交付を受けた年度終了後、5年間保管すること。
- (4) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに市長に報告し、その指示を受けること。

(変更等の承認申請)

第7条 補助金の交付の決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、補助事業を変更することについて承認を受けようとする場合は、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 恵庭市姉妹都市等交流促進事業計画変更承認申請書(様式第6号)
- (2) 変更後の計画書及び収支予算書
- (3) その他市長が必要と認める書類

(変更等の承認決定)

第8条 市長は、前条の規定による変更の承認申請があった場合は、当該申請に係る変更の内容を審査し、変更を承認するときは、恵庭市姉妹都市等交流促進事業費補助金計画変更承認書(様式第7号)により、当該補助事業者に通知するものとする。

(実績報告)

第9条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、補助事業を完了した日から起算して30日以内又は補助金の交付の決定のあった日の属する年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日までに次に掲げる書類により、市長に報告しなければならない。

- (1) 実績報告書(様式第8号)
- (2) 収支決算書(様式第9号)
- (3) その他市長が必要と認める書類

(補助金の確定)

第10条 市長は、前条の報告を受けた場合は、当該補助事業の成果が補助金の交付の決

定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを審査し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、恵庭市姉妹都市等交流促進事業費補助金交付確定通知書（様式第10号）により、当該補助事業者へ通知するものとする。

（請求）

第11条 補助事業者は、前条の規定による通知を受けた日から起算して14日以内に請求書（概算額請求書）（様式第11号）を提出しなければならない。

（その他）

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から実施する。

別表（第3条関係）

区分	補助対象経費	補助額
山口県和木町又は静岡県藤枝市に旅行し、同市内にある市民団体等と行う姉妹都市等交流促進事業	(1) 報償費 (2) 旅費 (3) 需用費（食糧費は除く。） (4) 役務費 (5) 使用料及び賃借料	補助対象経費の3分の1以内で、恵庭市民一人につき2万円及び一団体40万円を限度とする。
山口県和木町又は静岡県藤枝市の市民団体等が恵庭市に来訪し、市内団体と行う姉妹都市等交流促進事業	(1) 報償費 (2) 需用費（食糧費は除く。） (3) 役務費 (4) 使用料及び賃借料	補助対象経費の3分の1以内で、10万円を限度とする。

備考

同一事業主体への補助金交付の回数は、同一年度内1回を限度とする。ただし、訪問

及び受入の相互交流事業を行う場合にあっては、同一年度年度内で各1回（計2回）を  
限度とする。

様式第1号（第4条関係）

恵庭市姉妹都市等交流促進事業費補助金交付申請書

年 月 日

恵庭市長 様

郵便番号

所在地

名称

代表者名

年度において、姉妹都市等交流促進事業を実施したいので、恵庭市姉妹都市等交流促進事業費補助金交付要綱第4条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

1 交付申請

事業名

金額 円

目的

2 概算額の交付の承認申請（希望する場合のみ記入すること。）

時期

金額 円

理由

3 添付書類

- (1) 恵庭市姉妹都市等交流促進事業計画書（変更事業計画書）（様式第2号）
- (2) 収支予算書（変更収支予算書）（様式第3号）

- (3) 団体概要
- (4) 構成員の名簿
- (5) 団体の資金の運用状況がわかる書類（概算額の交付を申請する場合に限る。）
- (6) その他の書類

様式第2号（第4条・第7条関係）

恵庭市姉妹都市等交流促進事業計画書（変更事業計画書）

事業名			
総事業費			
補助対象経費		補助金額	
事業の概要	<p>※詳細資料を添付すること。</p>		
事業実施期間	年 月 日 ～ 年 月 日		
連絡先	氏 名		
	電話番号		
	FAX 番号		
	E-mail		

備考

「事業の概要」欄には、事業の実施時期、実施場所、実施方法等を具体的に記入してください。

様式第3号（第4条・第7条関係）

収支予算書（変更収支予算書）

【収入】

科 目	金 額	内 訳
合 計		

【支出】

科 目	金 額	内 訳
合 計		

様式第4号（第4条関係）

団 体 概 要

団 体 名			
所 在 地 (代表者連絡先)			
代 表 者 氏 名			
活 動 目 的			
発 足 年 月 日	年 月 日	構 成 員 数	( 年 月 日現在)
前 年 度 年 間 予 算	円	他の補助金、 助成金の有 無	有 〔 補助額 円 補助金名 交付元 無 〕
活 動 概 要 (主たる事業)			

(注) 1 当該団体の構成員の名簿を添付すること。

2 発足年月日が不明な場合は、分かる範囲で記入すること。

様式第5号（第5条関係）

恵庭市姉妹都市等交流促進事業費補助金補助金交付（不交付）決定通知書

（記号）第 号指令

年 月 日

様

恵庭市長

印

年 月 日付けで申請のあった 年度恵庭市姉妹都市等交流促進事業費補助金の交付について、下記のとおり交付（不交付）決定したので通知します。

1 補助金交付決定額 円

2 概算額の交付の承認

時 期

金 額

円

3 条 件

恵庭市姉妹都市等交流促進事業費補助金交付要綱第6条を遵守すること

4 不交付の理由

※「1 補助金交付決定額」及び「3 条件」については、交付決定の場合のみ記入し、「4 不交付の理由」については、不交付決定の場合のみ記入する。

※「2 概算額の交付の承認」については、該当があった場合のみ記入する。

恵庭市姉妹都市等交流促進事業計画変更承認申請書

年 月 日

恵庭市長 様

所在地

名称

代表者名

年 月 日付け 第 号指令により補助金の交付決定を受けた姉妹都市等交流促進事業の計画を次のとおり変更したいので、関係書類を添えて申請します。

1 計画変更の理由

2 変更の内容

3 補助金額の変更

変更後 円

変更前 円

差引額 円

4 概算額の変更承認申請（希望する場合のみ記入すること。）

時期

金額 円

理由

様式第7号（第8条関係）

恵庭市姉妹都市等交流促進事業費補助金計画変更承認書

（記号）第 号  
年 月 日

様

恵庭市長 印

年 月 日付けで申請のあった 年度恵庭市姉妹都市等交流促進事業費補助金の事業計画の変更については、次のとおり承認したので通知します。

1 承認の内容

2 補助金額の変更の承認

変更後	円
変更前	円
差引額	円

3 概算額の変更の承認

時期	
金額	円
理由	

※「3 概算額の変更の承認」については、該当する場合のみ記入する。

様式第8号（第9条関係）

実 績 報 告 書

年 月 日

恵庭市長

様

所 在 地

名 称

代表者名

年 月 日付け 第 号指令により補助金の交付の決定を受けた  
恵庭市姉妹都市等交流促進事業が完了したので、関係書類を添えて報告します。

添付書類

- (1) 事業の内容、参加人数、成果等がわかる書類
- (2) 収支決算書（様式第9号）
- (3) その他の書類

収支決算書

【収入】

科 目	金 額	内 訳
合 計		

【支出】

科 目	金 額	内 訳
合 計		

様式第10号（第10条関係）

（記号）第 号指令

年 月 日

様

恵庭市長

印

恵庭市姉妹都市等交流促進事業費補助金交付確定通知書

年 月 日付け 第 号指令により決定した 年度

恵庭市姉妹都市等交流促進事業費補助金について、次のとおり確定します。

- |   |          |       |
|---|----------|-------|
| 1 | 補助金交付確定額 | 円     |
| 2 | 補助金概算交付額 | 円     |
| 3 | 補助金精算交付額 | 円     |
| 4 | 交付日      | 年 月 日 |

様式第 1 1 号 (第 1 1 条関係)

請求書 (概算額請求書)

金 円

ただし、 年 月 日付け 第 号指令により補助金の交付の確定 (決定) を受けた恵庭市姉妹都市等交流促進事業費補助金として、上記のとおり請求します。

年 月 日

恵庭市長 様

所在地

名称

代表者名

印

口座振替先金融機関名

口座種別

口座番号

ふりがな

口座名義